

今月号表紙のご紹介

市報さいたま中央区版3月号の表紙では鴻沼川と桜をご紹介します。
桜の見頃は3月下旬から4月上旬にかけてであり、川沿いにある桜が一齐に咲く様子は見事です。とくに与野八幡小学校付近、たつみ通り付近、鈴谷小学校付近、南与野駅付近等の桜が美しく咲き誇ります。
川の水面には桜が映りこみ、ひらひらと花びらが舞う、鴻沼川ならではの風景を楽しむことができます。

問合せ 区コミュニティ課 ☎840・6021 ファク840・6161



中央区の桜スポットをご紹介します！

中央区には桜が美しく咲く場所がたくさんあり、その中の一部をご紹介します。
また、区ホームページでは区内の桜の開花状況を随時お知らせしています。

①上落合公園



③与野駅前通り



②内阿弥コミュニティ広場



④与野公園



問合せ 区コミュニティ課 ☎840・6021 ファク840・6161



便利で使える！ごみ分別アプリ

「これはもえるごみ？もえないごみ？」、「今日は古紙類の日だったのに出し忘れた！」このような経験はありませんか？ごみ分別アプリなら、そんなお困りごとをサクッと解決します。
アプリのプッシュ通知でいち早くごみに関する最新情報も受け取れます。
無料でダウンロードできますので、是非ご利用ください。

すばやく検索！

ごみ分別辞典

出し忘れを防止！

アラート機能

見やすいカレンダー表示

収集日カレンダー

もう捨て方で迷いません

ごみの出し方

問合せ 資源循環政策課 ☎829・1338 ファク829・1991



無料配信中！

iOS



Android



ダウンロード方法

いずれかの方法でダウンロードしてください。
●上の2次元コードを読み取ってダウンロード
●[App Store]または[Google Play]で「さいたま市ごみ分別アプリ」を検索してダウンロード



区民ギャラリー

今年度の中央区を振り返る「中央区イベント展」です。
この機会に是非、1年の思い出を振り返ってみてはいかがでしょうか。

日時 3月2日(月)～27日(金)

※土・日曜日、祝日を除く 8時30分～10時30分、13時15分～17時15分

会場 区役所食堂棟(下落合)

問合せ 区総務課 ☎840・6013 ファク840・6160



こんにちは 区長 です

まだまだ、寒い日もありますが、暖かな日差しが増えて春を感じられる季節になりました。皆さん、いかがお過ごしでしょうか。

中央区長 天野明紀

さて、春は旅立ちの季節です。市立中学校は今年13日に、市立小学校では24日に卒業式が行われます。今年、学び舎から旅立つ児童・生徒は、中央区内で約1,500人となります。新たなスタートを心からお祝いするとともに、今後の輝かしい未来に向かって、全力で取り組まれることを期待しております。

また、3月は、転勤、引っ越しなど、生活の節目を迎える月です。区役所では28日(土)と29日(日)に休日窓口を開設します。仕事の都合等で窓口に来ることができない方は、是非ご利用ください。

令和7年度も今月いっぱいとなりました。区民の皆さんには、この1年間、区政の運営にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございました。心よりお礼を申し上げます。



▲中央区背景パネルの前にて

すこやか運動教室

参加無料

会場の運動遊具などを使用し、簡単な運動を行う教室です。帽子、タオル、飲み物をご持参のうえ、動きやすい服装で、直接会場へお越しください。室内会場は室内用運動靴をご持参ください。

会場	日時	
与野中央公園	3/2・9・16(月)	10:00~11:30
与野公園	3/9・23(月)	14:00~15:30
大戸公園	3/4・18・4/1(水)	10:30~12:00
八王子公園	3/13・27(金)	10:30~12:00
さいたま市保健所前公園	3/6・4/3(金)	10:00~11:30
鈴谷公民館多目的ホール	3/27(金)	10:00~11:30

※会場変更や

中止になる場合があります。

対象 おおむね65歳以上の方

問合せ 区高齢介護課 ☎840・6068 ☎840・6167

令和8年春季全国火災予防運動が実施されます

3月1日(日)から7日(土)まで、「春季全国火災予防運動」が実施されます。

消防署では、火災予防の意識を高めて、火災の発生を防止するとともに、市民の生命及び財産の損失を防ぐことを目的として、広報活動等を実施します。

空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節となっておりますので、火の元には十分ご注意ください。



問合せ

中央消防署管理指導課

☎857・8493 ☎857・8473

「架空請求」に注意してください

「利用した覚えのない請求が届いた」という架空請求に関する相談が寄せられています。身に覚えのない請求は無視しましょう。少しでも不安に感じたら、お近くの消費生活センターへご相談ください。

相談事例 大手通信会社グループの事業者を名乗り「1年間電話料金が未払いになっている。支払わなければ法的手続きを取る。」と言われた。

相談電話 消費生活総合センター ☎645・3421
浦和消費生活センター ☎871・0164

問合せ 消費生活総合センター ☎643・2239
☎643・2247

自治会に加入しましょう

近年、地震や大雨による災害が増え、地域で支えあうことの大切さが見直されています。自治会では地域のつながりを深めるため、防犯・防災・環境美化活動・親睦行事など、さまざまな活動を行っています。

自治会では皆さんの加入をお待ちしています。お近くの自治会役員にお申し出ください。



▲詳細はこちらから



問合せ 区コミュニティ課 ☎840・6021 ☎840・6161

中央区役所公式X(旧Twitter)、Instagramで情報発信をしています!

さいたま市中央区の身近な情報を、X(旧Twitter)とInstagramで随時発信しています。皆さんのフォローをお待ちしています!

問合せ 区コミュニティ課 ☎840・6021 ☎840・6161



▲X(旧Twitter)



▲Instagram

